

鳥栖市公共施設等総合管理計画

鳥 栖 市

平成29年3月

令和元年6月改訂

令和3年8月改訂

令和4年3月改訂

令和4年9月改訂

目次

第1章 計画策定の趣旨	
1 策定目的	1
2 これまでの取組	1
3 対象とする範囲	1
4 計画の位置づけ	2
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題	
1 人口動向	3
2 財政状況	4
3 公共施設等の現況	6
4 公共施設等の更新等にかかる費用と充当可能な財源の見込み	10
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	15
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	15
3 現状や課題に関する基本認識	16
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 公共施設	23
（1）市民文化系施設	24
（2）社会教育系施設	25
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	26
（4）産業系施設	27
（5）学校教育系施設	27
（6）子育て支援施設	28
（7）保健・福祉施設	29
（8）公営住宅	30
（9）公園	31
（10）その他	32
（11）行政系施設	33
（12）上下水道施設	34
2 インフラ施設	35
（1）道路	35
（2）橋りょう	35
（3）上水管	35
（4）下水管きよ	35
（5）公園	36
3 管理に関する基本的な方針の取組結果	37
第5章 フォローアップの実施方針	38

第1章 計画策定の趣旨

1 策定目的

現在、全国的に公共施設等の老朽化対策が重要な課題となっています。

このため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要な状況となっています。

本市においては、人口・世帯数の増加や高度経済成長に伴う行政需要に対応するため、昭和40年代頃から多くの公共施設等を建設してきましたが、今後、これらの公共施設等が更新の時期を迎えます。また、全国的に人口が減少局面を迎える中において、本市の人口と世帯数は今後20年間増加することが見込まれるものの、少子高齢化による老年人口比率の増加等は着実に進行しており、公共施設等の利用需要についても変化していくことが見込まれます。

このような中、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)における地方公共団体の「インフラ長寿命化基本計画(行動計画)」に位置づけられる計画として、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めることを目的として、「鳥栖市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 これまでの取組

公共施設等の整備状況、コスト状況、収入及び利用状況などの現状を把握し、将来的な公共施設等のあり方を検討するための基礎となる資料として、「鳥栖市公共施設等白書」(以下「白書」という。)を平成28年5月に策定し、令和4年3月に改訂を行いました。

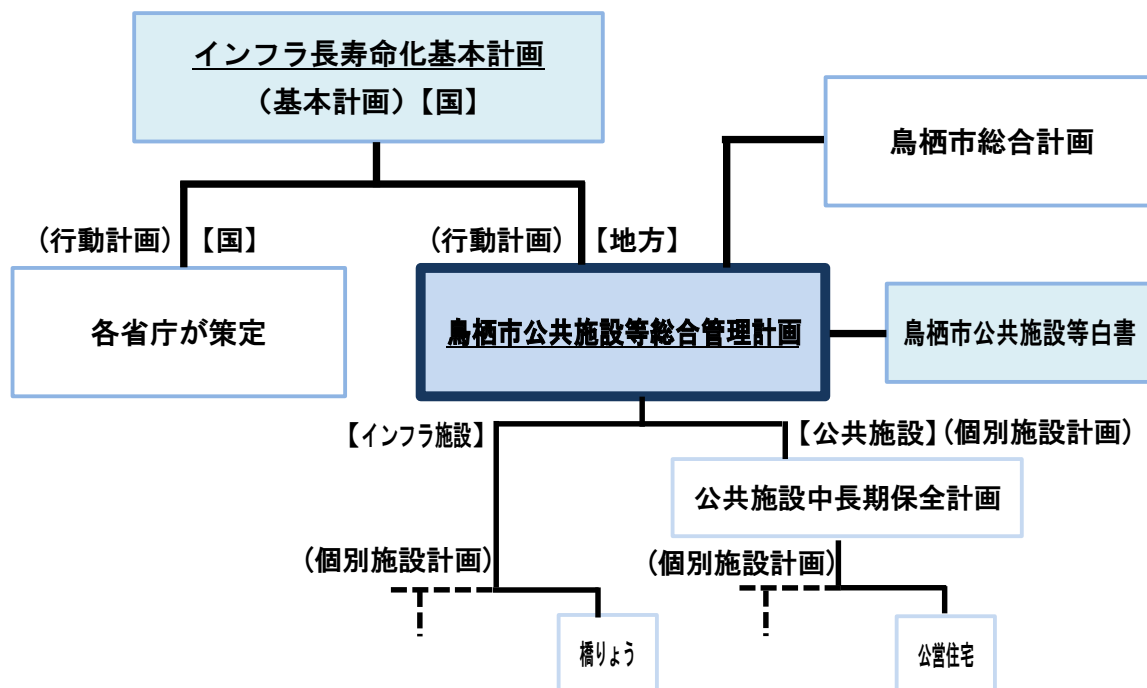
また、橋りょうなどのインフラ施設は、市民の生活に欠かすことのできないものです。安全、安心に利用していただくため、長寿命化計画等を策定した施設ごとに計画的な維持管理、更新、財政負担の軽減及び平準化のための取組を実施しています。

3 対象とする範囲

本計画では、すべての市有財産のうち、公共施設等を対象範囲とします。また、公共施設等を庁舎、学校及び公営住宅等の公共施設と、道路、橋りょう、公園及び上下水道施設等のインフラ施設に区分することとします。

4 計画の位置づけ

本計画は、国と地方の関係においては、国の「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)の地方における行動計画として位置付けます。また、本市におけるインフラ施設に関する長寿命化計画等や公共施設に関する長寿命化計画等については、本計画の下位の個別計画に位置付けることとします。



※ 本計画では、特に明記がされていない限り「鳥栖市公共施設等白書 (令和 4 年 3 月作成)」の数値等を使用しています。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 人口動向

本市が誇る九州一の地理的優位性と、市制施行以来、徹底した企業誘致政策によって数多くの雇用が創出され、製造品出荷額等は県内一を誇り(令和2年工業統計調査)、内陸工業都市として人口・世帯数はほぼ一貫して増加を続け、令和2年国勢調査によると総人口74,196人となり、県内第3位の人口規模です。

「鳥栖市人口ビジョン 令和元年(2019年)改訂版」で示された人口目標では、継続して人口は増加し続け、2060年に75,000人～77,000人とする人口目標を展望しています。また、人口が増加する期間も含め、一貫して高齢化が進んでいくと見込まれています。今後の公共施設等への新たな投資や更新にあたっては、人口増への対応や年齢構成の変化に伴う公共サービスに対するニーズの変化等を十分踏まえる必要があります。

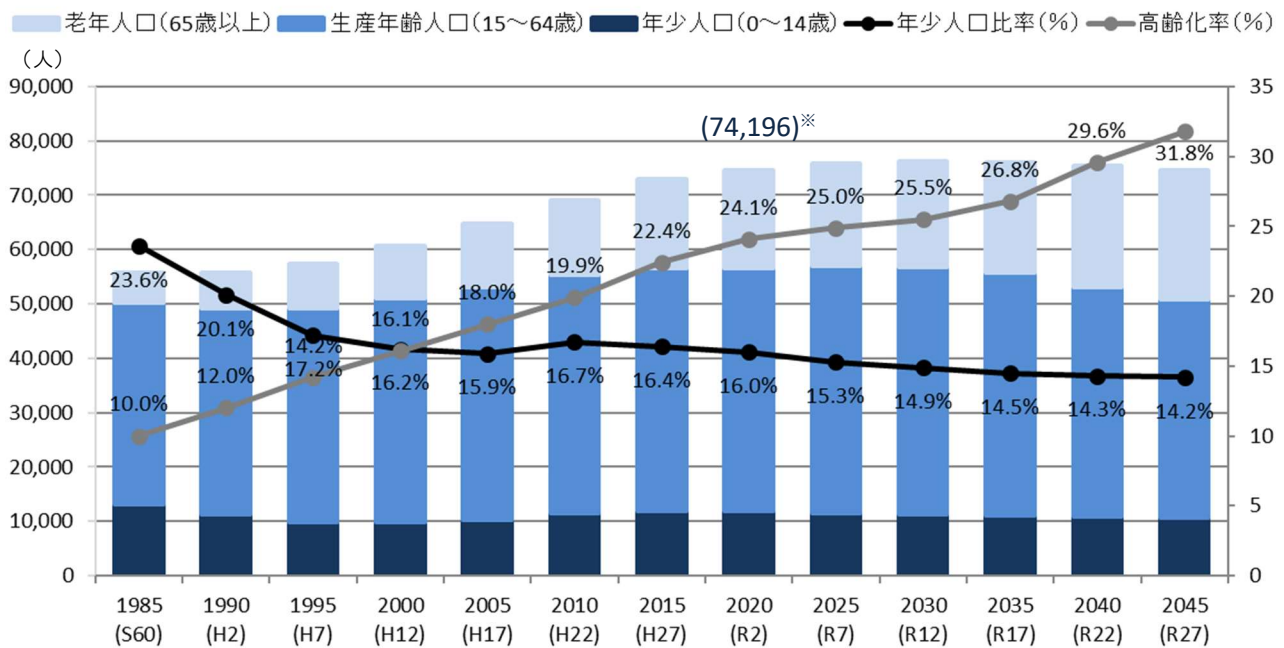


図 人口推移と将来人口推計 (1985-2045)

(※ 令和2年国勢調査確定値)

2 財政状況

(1) 歳入の状況

市税など本市が自主的に収入する財源(自主財源)の歳入総額に占める割合は、令和元年度決算額で62%、令和2年度決算額で45%となっています。令和元年度までは一定程度、国・県支出金や地方交付税に依存しているものの、自主財源の割合は比較的高いものとなっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策や感染防止対策等により、国庫支出金が大幅に増加したため、依存財源の割合が高くなっています。

市税収入は、経済情勢の動向が不透明なことや、生産年齢人口の減少が見込まれることから、今後、大幅な増加は期待できません。

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源確保の取組を行っていくとともに、引き続き安定した財政運営を進める必要があります。

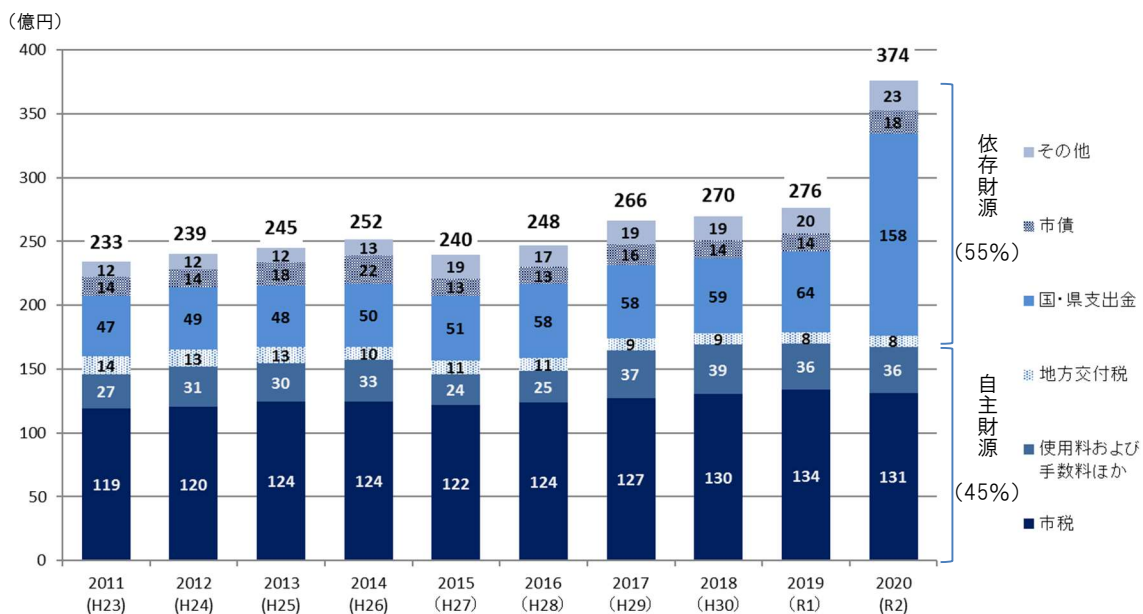


図 歳入の推移 (普通会計決算)

(2) 歳出の状況

近年、公債費(地方債の返済等に要する経費)は減少傾向にありますが、人件費は令和2年度の会計年度任用職員制度の開始もあり増加しています。

また、社会保障関連の経費である扶助費も、平成23年度54億円から令和2年度78億円と約1.4倍に増加しており、義務的経費※全体では増加傾向にあります。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策等の実施により、例年に比べ、補助費等が大幅に増加したことから、義務的経費の割合は38%に下がっています。

歳出総額に占める義務的経費の割合は増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

今後は高齢化等に伴って、更なる扶助費の増加が見込まれますが、自主財源の大幅な増加は期待できないことから、公共施設の建設等を行う経費である投資的経費を確保することが、課題になります。

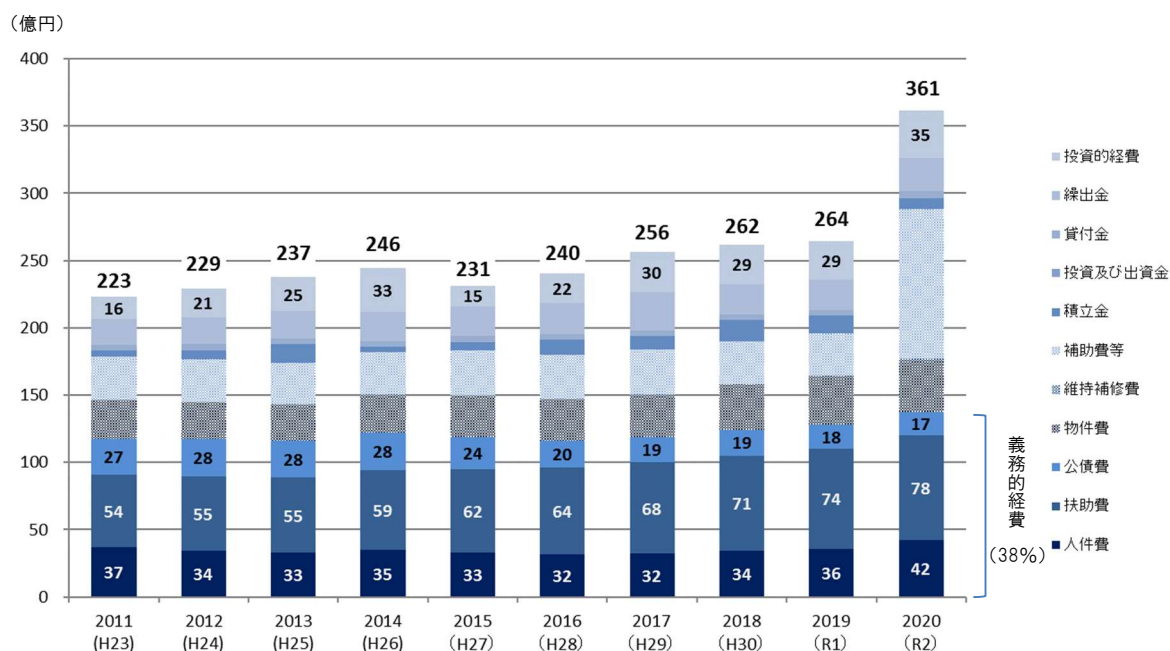


図 歳出の推移 (普通会計決算)

※ 義務的経費…扶助費、人件費、公債費 (地方公共団体が借り入れた借金の元利償還金など)

3 公共施設等の現況

(1) 公共施設の概要

① 施設類型別公共施設の概要

表 施設類型別公共施設内訳

大分類	中分類	小分類	施設数	延べ床面積 (㎡)	主な施設	該当頁
公共施設	1 市民文化系施設	1 集会施設	10	7,803	まちづくり推進センター	24
		2 市民文化施設	3	13,101	市民文化会館、定住交流センター	
	2 社会教育系施設	1 図書館	1	2,353	図書館	25
		2 その他社会教育施設	7	2,794	勤労青少年ホーム、同和教育集会所、(仮称)生涯学習センター、機関車展示場	
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	17	33,835	市民体育館、市民体育センター、市民球場、市民庭球場、市民公園庭球場、市民弓道場、市民アーチェリー場、市民プール、市民相撲場、陸上競技場、鳥栖スタジアム、鳥栖スタジアム北部グラウンド	26
		2 レクリエーション・観光施設	15	604	河川プール、九千部山公園、新鳥栖駅観光案内所	
		3 保養施設	3	1,923	栖の宿	
	4 産業系施設	1 産業振興施設等	3	270	櫓石泉源	27
	5 学校教育系施設	1 学校	12	88,183	小学校、中学校	
		2 その他学校教育施設	3	3,465	学校給食センター	
	6 子育て支援施設	1 保育所	4	3,942	保育所	28
		2 児童施設	8	1,024	なかよし会	
	7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	1	1,993	高齢者福祉施設	29
		2 障害福祉施設	3	706	障害児通園施設(ひかり園)、地域活動支援センター、三養基地区総合相談支援センター	
		3 保健施設	1	1,993	保健センター	
		4 その他社会保険施設	1	1,474	社会福祉会館	
	8 公営住宅	1 市営住宅	7	25,572	市営住宅	30
	9 公園	1 公園	34	1,664	中央公園、朝日山公園、田代公園、市民公園	31
	10 その他	1 斎場	2	1,396	斎場	32
2 トイレ		4	248	鳥栖駅前公衆便所、新鳥栖駅みんなのトイレ、GLP鳥栖トラック待機場		
行政施設	11 行政系施設	1 庁舎等	3	11,099	庁舎、西別館、情報センター	33
		2 消防施設	23	1,018	消防団格納庫	
		3 供給処理施設	3	6,222	衛生処理場	
		4 その他行政系施設	1	151	お試し移住事業施設	
計			169	212,833		
企業会計	12 上下水道施設	1 上水施設	4	3,601	浄水場、北部浄水中継ポンプ場、安楽寺水源地、送水ポンプ場	34
		2 下水施設	8	14,760	浄化センター、し尿等受入施設、北部中継ポンプ場	
計			12	18,361		
合計			181	231,194		

② 公共施設の整備状況・老朽化状況

本市が保有する公共施設は、181 施設、延べ床面積 231,194 ㎡であり、その多くが、1960 年代から 1990 年代にかけて建設されています。

他の自治体の多くが、1970 年代から 1980 年代にかけて急激に施設を建設している中、本市の場合、間隔を置いて段階的に整備をしているものの、今後、老朽化した施設の大規模改修や更新に要する経費が増大し、財政を圧迫することが予想されます。

旧耐震基準である 1981 年(昭和 56 年)以前に建築された施設は、87,862 ㎡、全体の 38% となっており、今後、これらの施設の大規模改修や更新が必要となります。

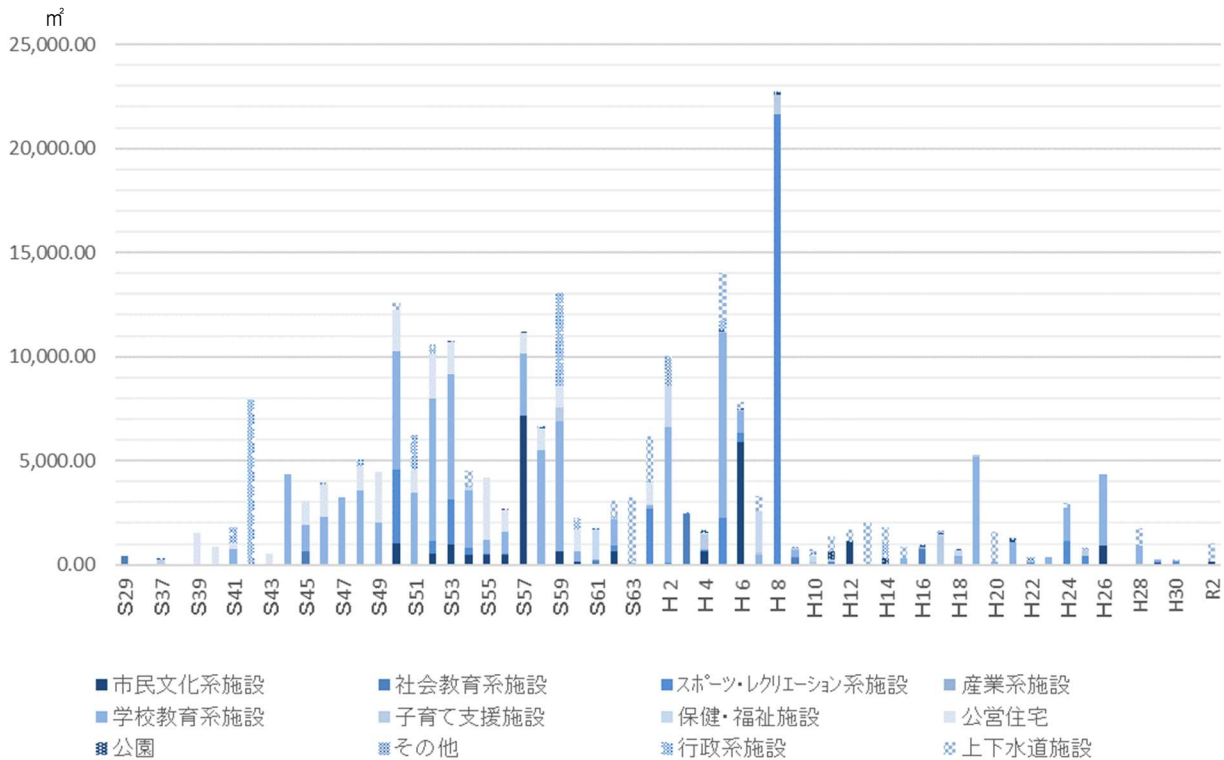


図 建築年度別延べ床面積

《有形固定資産減価償却率の推移》

償却対象の有形固定資産における減価償却済資産の割合を示したもので、この比率によって減価償却の進み具合や資産の経過状況を把握することができます。(割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。)

○普通会計

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
53.8%	55.3%	56.6%	59.3%	60.2%

※参考:令和元年度 全国平均 63.4% 佐賀県平均 62.9%

○企業会計

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
26.0%	28.0%	29.8%	30.9%	32.0%

③ 人口1人当たりの公共施設延べ床面積

本市の人口1人当たりの公共施設の延べ床面積は3.13 m²/人であり、全国平均(3.22 m²/人)よりも小さくなっています。

表 人口1人当たりの公共施設の延べ床面積

	鳥栖市	全国平均値
人口1人当たりの延べ床面積 (m ² /人)	3.21 (平成27年3月31日時点)	3.22
	3.13 (令和3年3月31日時点)	

④ 耐震化の状況

本市の公共施設の耐震化率は、95.1%、耐震化未実施の公共施設は4.9%です。

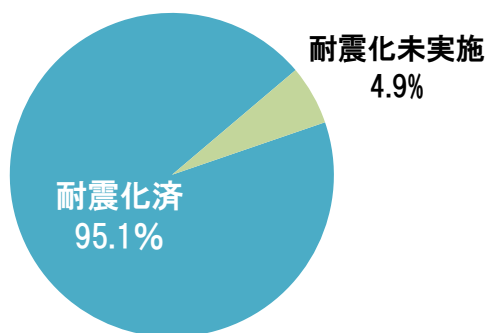


表 耐震化の状況

	延べ床面積 (m ²)	割合
耐震化済	195,425	95.1%
耐震化未実施	10,143	4.9%
合計	205,568	100.0%

図 耐震化の状況

(2) インフラ施設の概要

区分別インフラ施設の概要

本市が保有しているインフラ施設の概要は次のとおりです。

表 インフラ施設の概要

区分	主な施設	総（延長・面積）
① 道路	1 級市道	119,599m
	2 級市道	121,973m
	3 級市道	392,451m
	林道	21,743m
② 橋りょう	橋りょう	388 橋 4,898m
	林道橋りょう	5 橋 307m
③ 上水管	鑄鉄管	180,507m
	鋼管	15,713m
	塩ビ管	234,573m
④ 下水管きよ	コンクリート管	45,475m
	陶管	8,466m
	塩ビ管	394,740m
	その他	4,884m
⑤ 公園	都市公園	25 箇所 726,392 m ²

① 道路

総延長は 655,766mとなっています。

② 橋りょう

多くの橋りょうが、完成から既に 30 年～50 年を経過しています。

③ 上水管

整備開始が 1967 年からであり、今後、耐用年数(40 年)を超える管が多くなります。

④ 下水管きよ

整備開始が 1977 年からであり、2027 年以降、耐用年数(50 年)を超える管きよが出てきます。

⑤ 公園

多くの公園で供用開始から 25 年以上が経過しています。

4 公共施設等の更新等にかかる費用と充当可能な財源の見込み

(1) 充当可能な財源の見込み

過去 10 年間で実施した普通建設事業費(公共施設等の新設や改修等に要した経費で、上下水道施設〔企業会計〕を含む)の決算額の平均を充当可能な財源の見込みとした場合、年間約 43 億円となります。

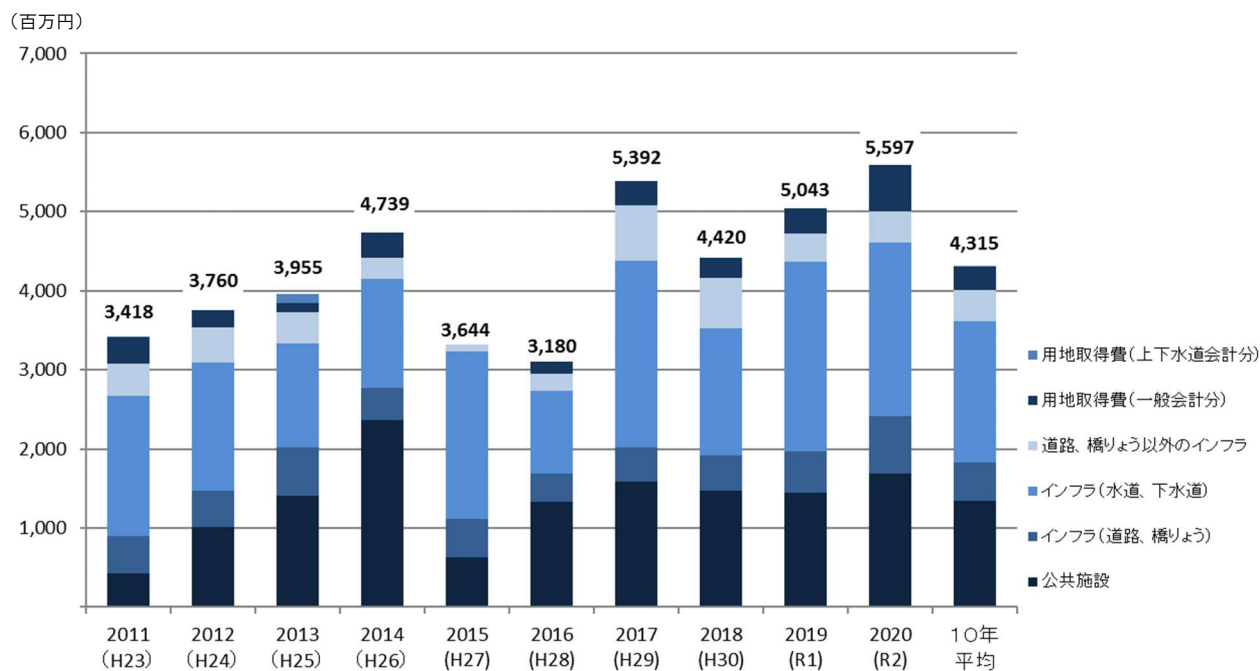


図 過去 10 年間の普通建設事業費の決算額

① 公共施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込み

過去 10 年間で実施した普通建設事業費(公共施設の新設や改修等に要した経費)の決算額の平均を公共施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込みとした場合、年間約 15 億円となります。

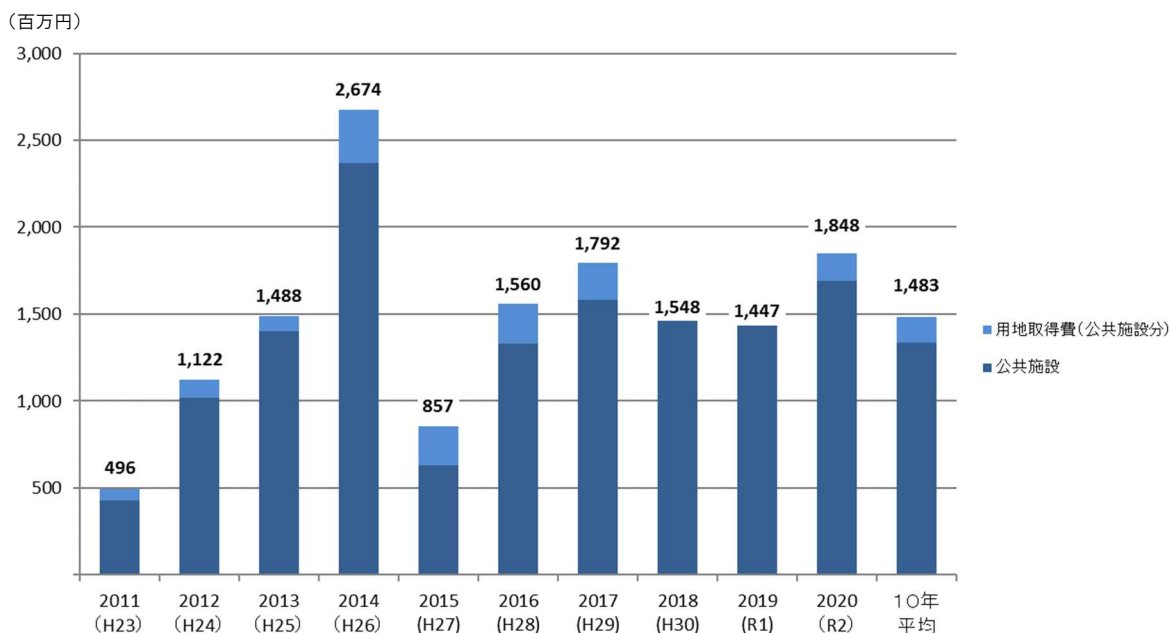


図 過去 10 年間の普通建設事業費(公共施設)の決算額

② インフラ施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込み

過去 10 年間で実施した普通建設事業費(インフラ施設の新設や改修等に要した経費で、上下水道施設[企業会計]を含む)の決算額の平均をインフラ施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込みとした場合、年間約 28 億円でした。

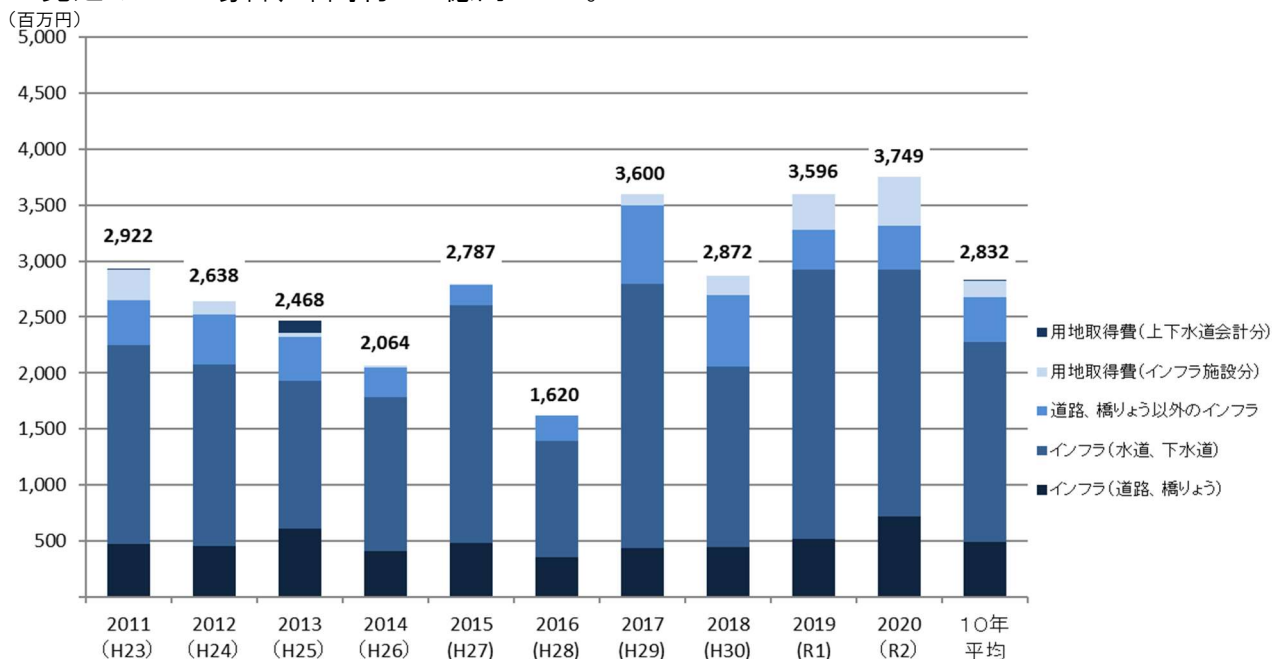


図 過去 10 年間の普通建設事業費(インフラ施設)の決算額

(2) 公共施設等の将来の更新等にかかる費用の推計

現在、本市が保有する公共施設等について、その更新等の費用が将来の財政運営に及ぼす影響を把握するため、2015年から2054年までの40年間分のコストの推計を行いました。

推計にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設等更新費用試算ソフト(以下「試算ソフト」という。)を活用し、推計を行いました。

公共施設及びインフラ施設の大規模改修及び建替えに必要な事業費は、2015年から2054年までの40年間で約2,327億円であり、平均すると年間約58億円の見込みとなります。

前記の充当可能な財源の見込みと比較すると、年間約15億円不足する推計となっています。

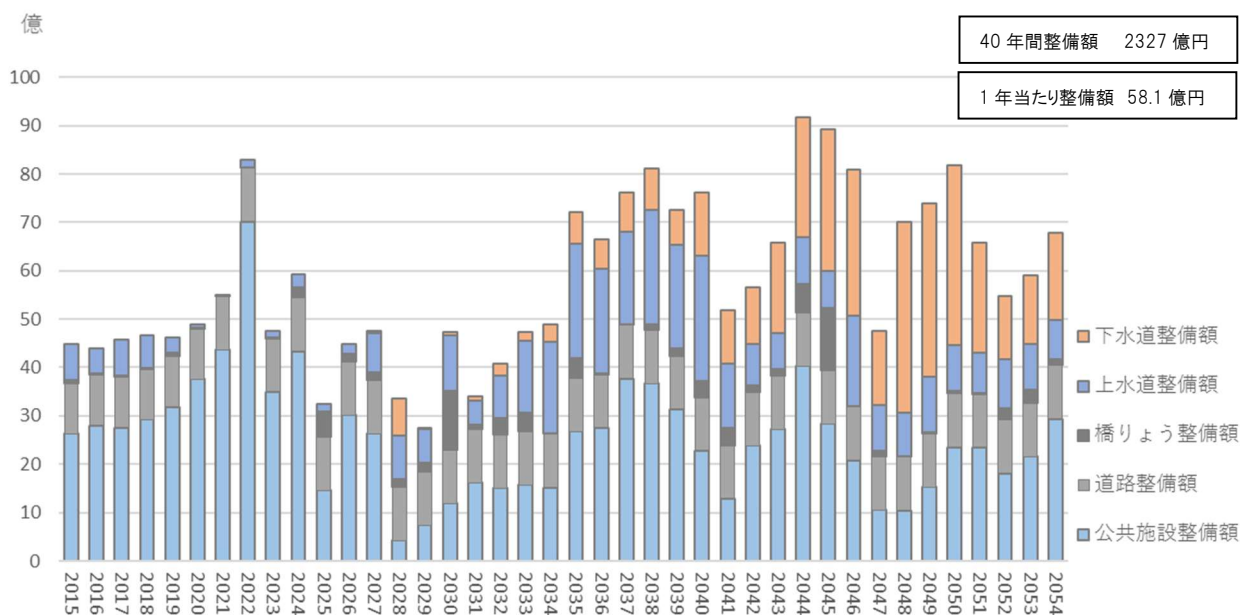


図 公共施設・インフラの改修・建替えに係る費用試算

(「試算ソフト」を用いて試算)

① 公共施設の更新等にかかる費用

本市の公共施設は、比較的間隔をおいて整備されてきましたが、建設後 30 年以上経過した、大規模改修による長寿命化が望ましい施設があります。

さらに、2028 年度頃からは、公共施設の多くが建設後 60 年を経過し、建替えが必要な時期を迎えるため、全体の更新費用が更に増加します。

このままの施設数を維持していくと仮定した場合、2015 年から 2054 年までの 40 年間で約 1,018 億円、平均すると年間約 26 億円の費用が必要になります。

前記の公共施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込みと比較すると、年間約 11 億円不足する推計となっています。

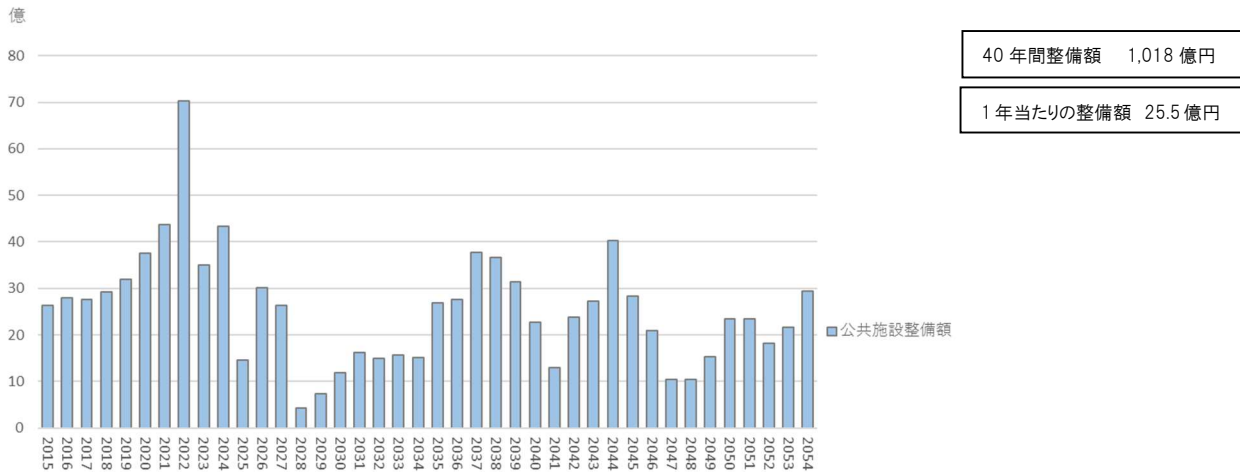


図 公共施設の改修・建替えに係る費用試算

(「試算ソフト」を用いて試算)

② インフラ施設の更新等にかかる費用

道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設についても、耐用年数を考慮して更新していかなければなりません。2027 年頃からは、下水道管きょについても耐用年数(50 年)を越えるため、更新費用が増加します。

耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定して推計した場合、2015 年から 2054 年までの 40 年間の更新等にかかる費用の総額は約 1,309 億円で、推計期間における平均費用は年間約 33 億円となります。

前記のインフラ施設の更新等にかかる充当可能な財源の見込みと比較すると、年間約 5 億円が不足する推計となっており、今後、老朽化した施設の改修等に要する経費が増大することが予想されます。

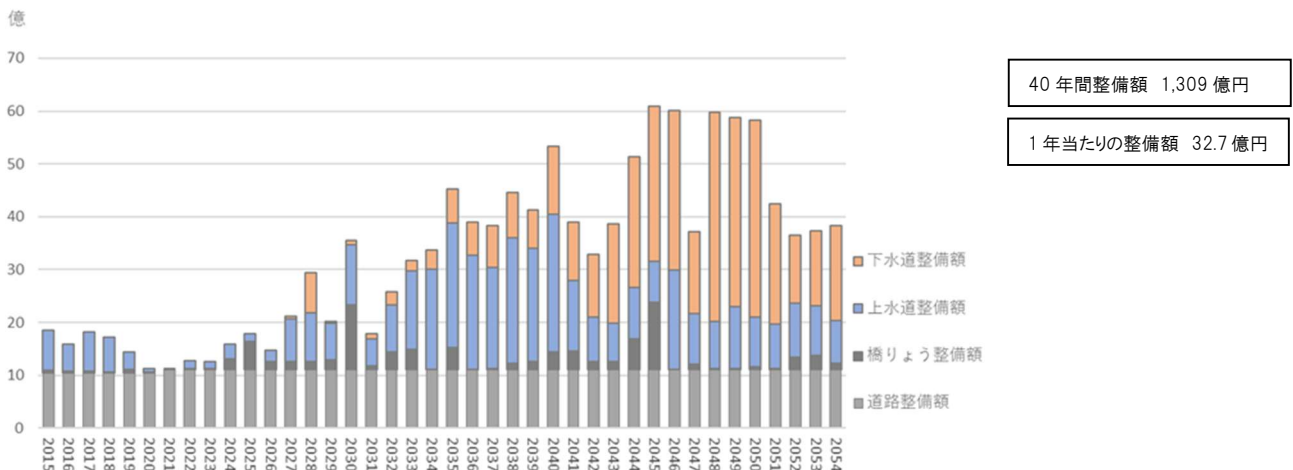


図 インフラ施設の改修・建替えに係る費用試算

(「試算ソフト」を用いて試算)

(3) 公共施設等の長寿命化対策を反映した場合の推計

前記の公共施設等の将来の更新等にかかる費用の推計では公共施設及びインフラ施設の大規模改修及び建替えに必要となる事業費は、2015年から2054年の40年間で約2,327億円であり、平均すると年間約58億円の見込みとなり、年間約15億円不足する推計となっています。

個別施設計画等に基づき、長寿命化対策を反映した場合の必要と想定される経費は、今後10年間で約528億円であり、平均すると年間約53億円の見込みとなり、公共施設等の将来の更新等にかかる費用の推計に比べると、年間約5億円の削減が期待できます。

ただし、前記の公共施設等の更新等に充当可能な財源の見込みと比較すると、年間約10億円不足する推計となっています。

補助金等の財源確保を行い可能な限り一般財源の縮減に努め、計画的な改修等による公共施設等の長寿命化を推進することで、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化を図ることが必要です。また、老朽化していく公共施設等の更新等を控えており、施設の必要性を含めて再検討するとともに、民間のノウハウや資金を活用することなどで初期投資費用や運営費用を抑える検討を行っていく必要があります。

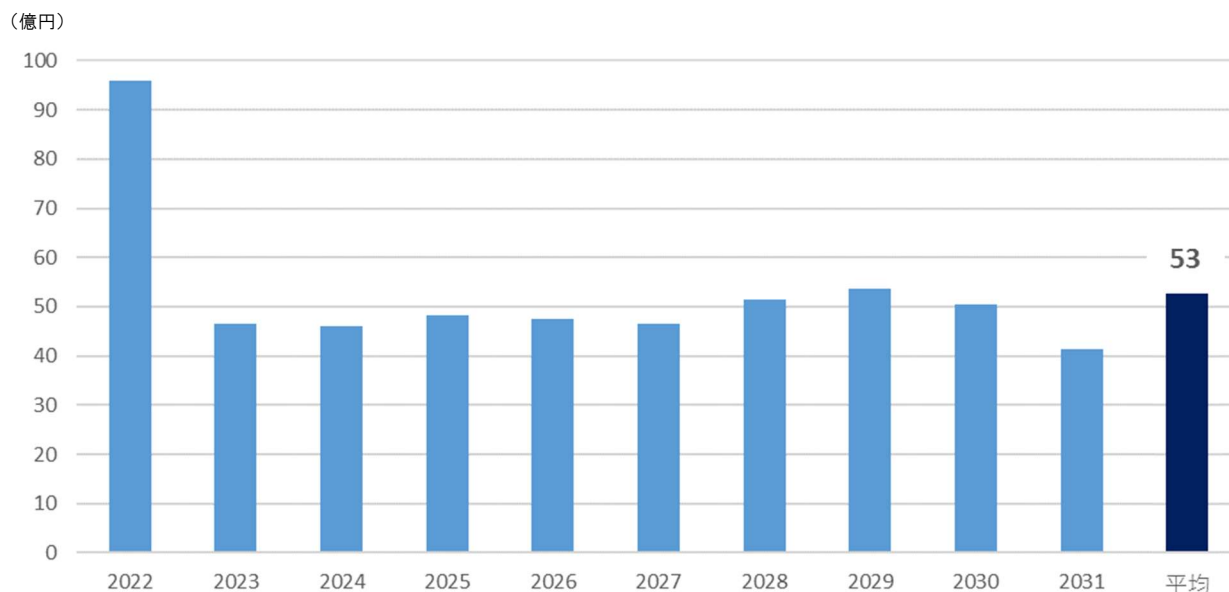


図 公共施設等の更新等に係る費用試算

(個別施設計画等や「試算ソフト」を用いて試算)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本市においては、建設後 20 年から 40 年を経過する公共施設等が、今後、段階的に更新時期を迎えること、複合化等による総量抑制は施設を更新するタイミングに合わせて実施するのが現実的であること、また、公共施設等は一度整備すると世代を超えて使い続けることとなるなど、長期にわたる取組が必要となるため、平成 29 年度から令和 38 年度(2015 年度～2054 年度)までの 40 年間の計画期間とします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

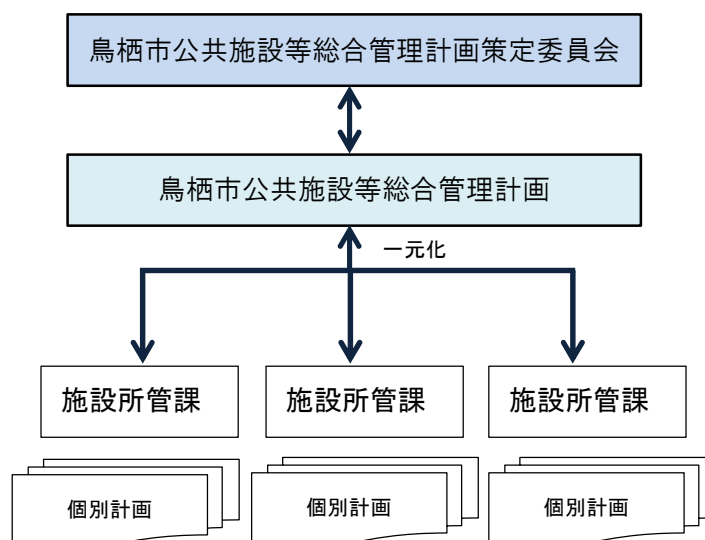
本計画は、鳥栖市公共施設等総合管理計画策定委員会において、庁内全体の意見・情報収集等を行った上で策定しています。今後、本計画を具体的に進めていくために、庁内の横断的な体制を整備します。

各施設所管課が策定した(又は策定予定)長寿命化計画等の個別計画において、今後、適時、本計画との整合を図りながら改訂、又は策定します。

(2) 情報管理・共有方策

公共施設等を適正に管理運営するためには、建物の状況、維持管理及び利用状況等の公共施設等に関する最新の情報を把握できるようにする必要があります。

各施設所管課が個別に管理していた維持管理費及び利用状況等の施設に関する情報を一元管理し、各施設所管課がこれらを定期的に更新することにより継続的に施設の実態把握を可能とする効率的な仕組みを検討し、情報の一元化と共有を図ることとします。



3 現状や課題に関する基本認識

本市における、現在から将来にわたって想定される「人口動向」、「財政状況」、「施設状況」についての課題を以下のとおり整理しました。

● 人口動向について

現状や課題

- 今後も約 20 年にわたり、人口が増加します。
- 子育て世代などの若年層の転入が社会増の多くを占めています。
- 高齢化の進展に伴って、高齢者向けの公共サービス需要は高まることが予想されます。
- 人口移動の多くが近隣市町間で行われています。



- 人口動態を考慮しつつ、適正な施設保有量の検討が必要です。
- 社会的需要の変化への対応に努めていくことが必要です。
- 近隣市町等との連携など、広域的な視点も必要です。

● 財政状況について

現状や課題

- 生産年齢人口の減少等により、税収の大幅な増加は見込めません。
- 義務的経費の割合が増加傾向であり、相対的に投資的経費の割合が減少するため、公共施設等の建設等を行う経費を確保することが、一層困難になると予想されます。
- 公共施設等の新設や既存公共施設等の老朽化が進むと、維持管理費(施設等の維持管理に要する費用全般)は増加していきます。
- 公共施設等を安全に管理する上で維持補修費(修繕費等)を大幅に削ることは困難です。



- 公共施設等の建設や改修等に必要な経費の確保に努めることが必要です。
- 効率的な施設運営等の検討が必要です。
- 公共施設等の建設や改修等の費用を縮減、平準化していくことが必要です。

● 施設状況について

現状や課題

- 公共施設の約 6 割が建設後 30 年以上を経過しており、今後、老朽化した施設が段階的に更新時期を迎えます。
- このままの施設数を維持していくと仮定し更新費用を試算すると、年間約 15 億円不足する推計となっており、個別施設計画等に基づき更新費用を試算すると、年間約 10 億円不足する推計となっています。
- 施設利用者が、安全で安心して利用できる施設機能・性能が必要です。



- 公共施設等の老朽化が進むため、段階的に更新していくことが必要です。
- すべての公共施設等をこれまでと同様に更新していくことが難しくなります。
- 耐震化がされていない公共施設等は、耐震補強等を検討していくことが必要です。

基本認識

本市では、人口・世帯数の増加や高度経済成長に伴う行政・社会需要に対応するため整備してきた公共施設等が更新時期を迎えることから、更新等にかかる費用の増大が見込まれます。

また、人口が増加し続けると見込まれている本市においても、年齢構成の変化に伴う公共施設等の需要の変化が予想されます。

このような中、人口が増加基調にある本市では合併した市町と異なり、早急に廃止等が求められる公共施設等はありませんが、今後、公共施設等の更新等にかかる費用についての不足額が見込まれています。

将来にわたって更新等に充当可能な財源を確保していくためには、引き続き、適正な維持管理や長寿命化によるライフサイクルコスト^{※1}の縮減により、財政負担の軽減や平準化を図ることが必要です。更新時期を迎える施設については、必要性やニーズの変化の観点等から施設機能の移転、統合、集約、廃止等についても検討を進めていくことも必要です。

また、市民ニーズなど社会的需要の変化を把握し、ユニバーサルデザイン^{※2}化など施設機能・性能の向上や耐震化等を検討していく必要もあります。

※1 ライフサイクルコスト…建設から維持管理、改修、解体するまでの全期間に要する費用

※2 ユニバーサルデザイン…様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えてデザインするという概念

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設

① 点検・診断等の実施方針

- 劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応により、事故の未然防止及び施設の安全確保を図ります。
- 点検・診断した結果及び記録を今後のメンテナンスに活用していくことにより、効率的な管理の実現を図っていきます。
- 各種関係法令に基づく法定点検の適正な実施を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 点検・診断結果に基づいて適正に維持管理・修繕・更新を実施することにより、機能・性能の維持に努めます。
- トータルコストの縮減・平準化の観点から屋上防水や外壁改修等を計画的に実施することによる予防保全的な維持管理への転換を図り、長期間にわたり良好な状態で維持し、長く利用し続けられるようにしていきます。
- 施設更新等を行う際はライフサイクルコストを考慮し、将来にわたる維持管理における経済性と合理性に優れた仕様の検討を行い、施設機能やサービスの維持・向上を図りつつ、維持管理コストの削減に努めます。
- 財源の確保という目的だけでなく、行政サービスについての負担の公平性、公正性を確保するために必要に応じて利用料の見直しを行います。
- 民間の施設と競合しているものについては受益者負担等のあり方を検証します。

③ 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により重大な危険性が認められた施設については、直ちに使用を停止することとします。
- 今後も存続していく方針の施設の場合は、大規模改修・更新等を行い、施設機能の維持を図り、一方で存続の方針が決定していない施設の場合は、必要最小限の修繕等を行い、当面の間の安全を確保します。
- 老朽化等により用途廃止され、かつ今後とも利用見込みのない施設については、解体・除却し安全を確保します。

④ 耐震化の実施方針

- 現在、耐震化が実施されていない施設については、施設の必要性を判断した上で、今後も存続すると判断された施設について耐震化を実施し、安全確保に努めます。

白書における耐震化未実施の公共施設※について

㊦ 解体の方針が決まっているもの

次の施設については、解体することとします。

勤労青少年ホームについては、生涯学習施設としての機能を田代まちづくり推進センター分館に移転後、解体します。

鳥栖市役所(本館・北別館)については、新庁舎建設後、解体します。

施設類型	施設名称	建物名称	延べ床面積 (㎡)	建築 年度	構造	階数
社会教育系施設	勤労青少年ホーム	-	649.10	S45	RC	2階
スポーツ・レクリ エーション系施設	市民プール	事務所兼管理棟	294.00	S54	S	1階
行政系施設	鳥栖市役所	本館	6,422.72	S42	RC	3階
行政系施設	鳥栖市役所	北別館	1,388.36	S42	RC	2階
行政系施設	鳥栖市役所	西別館	744.64	S45	RC	3階

㊧ 施設の方向性の検討が必要なもの

次の施設については、施設のあり方等の検討が必要であるため、現時点での耐震化等は未定です。

施設類型	施設名称	建物名称	延べ床面積 (㎡)	建築 年度	構造	階数
スポーツ・レクリ エーション系施設	市民庭球場	管理棟	644.00	S52	RC	2階

※ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもののうち、旧耐震基準で耐震診断又は耐震補強を行っていないもの

⑤ 長寿命化の実施方針

対処療法的な事後保全型の維持管理から、定期的な点検や修繕による予防保全型の維持管理に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を推進していく必要があります。

また、大規模改修がされておらず、今後も存続する施設については、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修を実施し、長寿命化を推進することで長期的な視点で更新コストの縮減を図る必要があります。

○ 長寿命化による保有資産の有効活用

公共施設については、これまで段階的に施設の建替えを行ってきましたが、今後は予防保全を導入し、適正な時期に大規模改修を実施することなどにより、施設をより長持ちさせる取組を行います。

○ 長寿命化による将来更新費用の平準化

長寿命化を実施することで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、施設の更新時期を平準化することで、将来更新費用の不足額の解消を目指します。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 市民ニーズなど社会的需要の変化を把握し、ユニバーサルデザイン化など施設機能や性能の向上に努めます。

⑦ 公共施設における総量適正化の推進方針

○ 施設の統廃合

- 現在の利用状況はもとより、少子高齢化等を考慮した上で、施設の必要性や配置バランス、老朽化の状況などを検証し、必要に応じて施設を統廃合し、総量の適正化に努めます。
- 特定の目的で整備されたものについては、特定の目的に縛られず利用を可能とすることで、利用率を高めることや、類似施設の集約を図ることを検討します。
- 統廃合によって生じた跡地については有効活用ができるか十分検討した上で、活用の見込みがなければ売却し、更新等に要する財源を確保します。

○ 複合化・機能移転

- 個々の施設のみでの建替えは非効率であるため、建替えの際は施設の集約、複合化や広域化等を検討し、機能維持に必要なコストの抑制に努めます。
- 利用者が少ないなど必要性が低くなっている施設については、事業の縮小及び他の施設との複合化・機能移転や廃止等を検討します。
- 需要の変化や老朽化等に伴う建替えや増築、大規模改修など施設を更新する際は、少子高齢化等を見据えた中長期的な需要を見込んだ上で、施設総量の増加が抑えられるよう配慮しながら進めます。

○ 新規整備の抑制

- 新規整備をするに当たっては、長期的な必要性や有用性について精査し、必要と判断したもののみ整備を行うこととし、他の施設との複合化も検討しつつ、可能な限り新規整備の抑制に努めます。

本計画期間終了時の目標値

市民1人あたりの公共施設延べ床面積について、現在の値(3.21 m²/人)以下とする

≪人口1人当たりの延べ床面積の推移≫

(各年度末時点の値)

平成26年度(目標値)	3.21 m ²
令和2年度	3.13 m ² ↓

⑧ 民間活用の方針

- ネーミングライツ^{※1}の更なる導入について検討を進め、維持管理等の財源確保に努めます。
- 民間の能力を活用することにより効率的な運営やサービスの充実が可能な施設については、指定管理者制度の導入などの民間委託等について検討します。
- 民間の技術・ノウハウ、資金を活用する PPP^{※2}・PFI^{※3}等の事業手法を用いた民間活力の導入に向けた検討や、広域連携や民間施設の利用等について、施設更新時に検討します。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進していくために、鳥栖市公共施設等総合管理計画策定委員会において全庁的な情報共有や施設特性に応じた取組を協議・決定します。

⑩ 脱炭素化事業の推進方針

脱炭素化社会の実現に向け、鳥栖市地球温暖化対策実行計画の考え方等を踏まえ、設備の省エネ化など施設機能や性能の向上に努めます。

※1 ネーミングライツ(施設命名権) …条例等で定める名称に代えて使用する愛称を決定する権利を事業者へ付与することによりその対価を得るもの。本市においては鳥栖スタジアム及び市民の森に導入済

※2 PPP (Public Private Partnership) …公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用するもの

※3 PFI (Private Finance Initiative) …公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法

(2) インフラ施設

① 点検・診断等の実施方針

- インフラ施設については、国等が策定した点検マニュアル等により日常的・定期的な点検・診断を行います。
- 道路橋りょうについては、5年に1度近接目視による法定点検を行います。

② 維持管理等の実施方針

インフラ施設は都市の基盤施設であり、安定的に供用される必要があるため、点検・診断に基づき、重要度に応じた、適正な維持管理等に努めます。

③ 耐震化の実施方針

耐震化が必要な施設については、重要度等により優先順位を定めて耐震化の必要性を検討します。

④ 長寿命化の実施方針

長寿命化計画等を策定している施設については、長寿命化計画等に基づき適正な維持管理、長寿命化を進め、コストの平準化・適正化に努めます。

⑤ ユニバーサルデザイン化の推進方針

市民ニーズなど社会的需要の変化を把握し、ユニバーサルデザイン化など施設機能や性能の向上に努めます。

⑥ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進していくために、鳥栖市公共施設等総合管理計画策定委員会において全庁的な情報共有や施設特性に応じた取組を協議・決定します。

⑦ 脱炭素化事業の推進方針

脱炭素化社会の実現に向け、鳥栖市地球温暖化対策実行計画の考え方等を踏まえ、設備の省エネ化など施設機能や性能の向上に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設

個別施設の大規模改修(長寿命化)等については、公共施設中長期保全計画等に基づき行いますが、本計画では、基本的な方針をまとめます。

管理に関する基本的な方針

- ▶ **統廃合等を含めた施設のあり方の検討を大規模改修・更新時期を機に行います。**
 - 既存のサービスについて、市民ニーズの変化等を踏まえ、必要性が低下しているサービスは縮小又は廃止について検討します。
 - 施設総量の適正化を図るため類似機能をもつ施設との統合等を検討します。
 - 施設が効率的に利用されているのかを確認し、余剰スペースがあるときは、統合等により有効活用できないか検討します。
 - 施設の保有には長期間にわたり多額の維持管理費等が必要となるため、広域化や民間施設の活用等についても検討します。

- ▶ **大規模改修・更新は避難所となる施設や設置義務がある義務教育施設等を優先的に行います。**
 - 法的に設置義務があるものや、市民生活に不可欠なものなど、市がサービスを提供する必要性が高いものを優先的に大規模改修(長寿命化)等します。
 - 大規模改修(長寿命化)等にあたっては、今後の社会情勢の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化など現在不足している施設性能を持たせるように努めます。
 - 大規模な更新等にあたっては、PPP・PFI等の事業手法の導入による効率的な事業実施を検討します。

- ▶ **効率的な管理運営の検討を進めます。**
 - 負担の公平性の確保等のために利用料の見直しを検討します。
 - 施設利用効率向上等のために利用要件の見直しを検討します。
 - 民間委託や指定管理者導入等を検討するなど効率的な運営体制を検討します。
 - 維持管理費等の確保のためにネーミングライツの導入を検討します。
 - 廃止した施設は除却し、跡地は売却等を検討します。

施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方

(1) 市民文化系施設

施設類型	市民文化系施設	施設数	13	延べ床面積 (㎡)	20,904
施設概要					
<p>【集会施設】 10 施設 鳥栖まちづくり推進センター、鳥栖まちづくり推進センター分館、鳥栖北まちづくり推進センター、田代まちづくり推進センター、弥生が丘まちづくり推進センター、若葉まちづくり推進センター、基里まちづくり推進センター、基里まちづくり推進センター分館、麓まちづくり推進センター、旭まちづくり推進センター</p> <p>【市民文化施設】 3 施設 市民文化会館、定住・交流センター、都市広場トイレ</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターは自主避難所※に指定されています。 ・一部のまちづくり推進センターは本館・分館に分かれており、非効率となっています。 ・まちづくり推進センターの約 7 割が建設後 30 年以上経過しています。 ・市民文化施設のうち、市民文化会館のみが建設後 30 年以上経過しています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修により長寿命化を図ります。 ・まちづくり推進センターのうち、本館・分館に分かれているものは、更新時期に統合等を検討します。 ・まちづくり推進センター本館は、自主避難所(一次開設場所)※に指定されているため、施設の安全性を確保するための適正な維持管理を行います。 					

※ 鳥栖市地域防災計画により指定

(2) 社会教育系施設

施設類型	社会教育系施設	施設数	8	延べ床面積 (㎡)	5,147
施設概要					
<p>【図書館】 1 施設 図書館</p> <p>【その他社会教育施設】 7 施設 勤労青少年ホーム、同和教育集会所、古野文化財整理室、牛原町文化財整理室、田代文化財整理室、機関車展示場、(仮称)生涯学習センター</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・その他社会教育施設の約 5 割が建設後 30 年以上経過しています。 ・牛原町文化財整理室及び田代文化財整理室については、老朽化がかなり進んでおり、勤労青少年ホームについては耐震化未実施です。 ・勤労青少年ホームは、原則として市内に居住し、又は市内の企業で働く者で 35 歳未満に使用者が限られています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館については、計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・勤労青少年ホームについては、生涯学習施設としての機能を田代まちづくり推進センター分館に移転後、解体します。 ・文化財関係施設については、適正な維持管理を図りつつ、展示機能等の活用を踏まえた施設機能の見直しを検討します。 ・牛原町文化財整理室については、現地在土砂災害警戒区域内に位置していることから施設の移転も含めたあり方を検討します。 					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設類型	スポーツ・レクリエーション系施設	施設数	35	延べ床面積 (㎡)	36,362
施設概要					
<p>【スポーツ施設】 17 施設 市民体育館、市民体育館諸室、市民体育センター、市民球場、市民庭球場、市民公園庭球場、市民弓道場、旧弓道場、市民アーチェリー場、市民プール、市民相撲場、陸上競技場、鳥栖スタジアム、鳥栖スタジアム北部グラウンド、市民運動広場、儀徳町運動広場、基里運動広場</p> <p>【レクリエーション・観光施設】 15 施設 四阿屋遊泳場、城山自然公園、杓子ヶ峰公園、御手洗の滝キャンプ場、沼川河川プール、九千部山、新鳥栖駅観光案内所、東橋休憩所、市民の森、河内河川プール、大木川休憩所、沼川ジョギングロード、秋光川ジョギングロード、安良川休憩所、あさひ新町調整池</p> <p>【保養施設】 3 施設（運営はすべて指定管理者制度） 栖の宿(旧地域休養施設、旧滞在型農園施設)、農園管理舎</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション系施設は数多くの施設を有し、施設類型別では学校教育系施設に次ぐ延べ床面積となっています。 ・レクリエーション施設については、夏期の短期間利用に特化している施設もあります。 ・市民プールについては老朽化が進んでいます。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・スポーツ施設については、大規模改修・更新時期に向けて、新たな事業手法の導入など民間能力を活用する視点も取り入れながら、今後の施設のあり方について検討していきます。 ・レクリエーション施設については大規模改修・更新時期に統廃合を検討します。 ・市民プールについては、新たに整備を予定している(仮称)健康スポーツセンターへ統合し解体する見込みですが、それまでの間は出来る限り使用に努めます。 					

(4) 産業系施設

施設類型	産業系施設	施設数	3	延べ床面積 (㎡)	270
施設概要					
【産業振興施設等】 3 施設 櫓石泉源、水車小屋、県営かんがい排水事業鳥栖地区北部線					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・櫓石泉源については、栖の宿の温泉源ですが、近年湧出量が減少しています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・櫓石泉源については、栖の宿の関連施設であるため、栖の宿と合わせて今後の施設のあり方を検討します。 ・水車小屋については、行政が運営する必要性・役割など施設のあり方を検討します。 					

(5) 学校教育系施設

施設類型	学校教育系施設	施設数	15	延べ床面積 (㎡)	91,648
施設概要					
【学校】 12 施設 (小学校 8 施設) 鳥栖小学校、鳥栖北小学校、田代小学校、弥生が丘小学校、若葉小学校、基里小学校、麓小学校、旭小学校 (中学校 4 施設) 鳥栖中学校、田代中学校、基里中学校、鳥栖西中学校 【その他学校教育施設】 3 施設 学校給食センター、若葉小通学児童バス待合施設、旭小学校前バス停					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育系施設の約 7 割が建設後 30 年以上経過しています。 ・学校については、指定緊急避難場所・指定避難所[※]に指定されています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・余剰スペースが生じた施設は効果的活用を検討します。 ・学校は指定緊急避難場所・指定避難所[※]に指定されているため、施設の安全性を確保するために適正な維持管理を行います。 					

※ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき指定

(6) 子育て支援施設

施設類型	子育て支援施設	施設数	12	延べ床面積 (㎡)	4,966
施設概要					
【保育所】 4 施設 小鳩園、下野園、白鳩園、鳥栖いづみ園					
【児童施設】 8 施設（運営はすべて任意団体） なかよし会（鳥栖小、鳥栖北小、田代小、弥生が丘小、若葉小、基里小、麓小、旭小）					
概況（現状と問題点等）					
・保育所については待機児童解消に努める必要があります。 ・なかよし会については学校施設との連携等、国の施策と動向に注視する必要があります。					
管理に関する基本的な方針					
・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・施設の安全性を確保するために適正な維持管理を行います。 ・老朽化の著しい施設については、施設のあり方等について検討します。					

(7) 保健・福祉施設

施設類型	保健・福祉施設	施設数	6	延べ床面積 (㎡)	6,166
施設概要					
<p>【高齢福祉施設】 1 施設 高齢者福祉施設</p> <p>【障害福祉施設】 3 施設 障害児通園施設(ひかり園)、地域活動支援センター、鳥栖・三養基地区総合相談支援センター</p> <p>【保健施設】 1 施設 保健センター</p> <p>【その他保健福祉施設】 1 施設 (運営は指定管理者制度) 社会福祉会館</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設、障害児通園施設(ひかり園)、社会福祉会館は地域防災計画における福祉避難所に指定されています。 ・休日における市民の応急的な診療を行うため、保健センター内に休日救急医療センターが設置されています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・今後高齢化の進行により、市民ニーズの多様化が予想されるため、他の既存施設の有効活用も検討します。 					

(8) 公営住宅

施設類型	公営住宅	施設数	7	延べ床面積 (㎡)	25,572
施設概要					
【市営住宅】 7 施設 (公営住宅 6 施設) 萱方町住宅、萱方町第2住宅、前田アパート、浅井町浅井アパート、元町アパート、鳥栖南部団地アパート (改良住宅 1 施設) 本鳥栖アパート					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none">・公営住宅の約 9 割が建設後 30 年以上経過しています。・施設類型別では学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設に次ぐ延べ床面積となっています。・手すりの設置等バリアフリー化を計画的に行っています。					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none">・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を行います。・民間ストック活用など今後の公営住宅のあり方について検討します。					

(9) 公園

施設類型	公園	施設数	34	延べ床面積 (㎡)	1,664
施設概要					
【公園】 34 施設 中央公園、朝日山公園、田代公園、市民公園、藤木緑地、藤木公園、姫方公園、田代新町公園、桜町公園、東町公園、大久保公園、浅井町児童遊園、鳥栖北児童遊園、ハツ並公園、梅坂公園、安永田公園、もちの木公園、いずみパーク、さくら公園、鳥の里公園、東公園、サツキ公園、蔵上北公園、蔵上西公園、蔵上東公園、流通業務団地第1号公園、流通業務団地第2号公園、流通業務団地第3号公園、流通業務団地第4号公園、池田下ため池公園、原古賀町二本松公園、さくらパーク、西部工業団地1号公園、西部工業団地2号公園					
概況(現状と問題点等)					
・遊具については、月 1 回以上点検を行い、樹木等の剪定や清掃等の維持管理を定期的に行っています。					
管理に関する基本的な方針					
・定期的な点検を継続し、計画的な修繕等により遊具施設等の安全性確保に努めます。 ・維持管理に努めながら公園の機能確保を目指します。 ・公園施設長寿命化計画の対象となる公園についても、同計画に基づき、適正な施設整備・維持管理を行います。					

(10) その他

施設類型	その他	施設数	6	延べ床面積 (㎡)	1,644
施設概要					
【斎場】 2 施設 斎場、旧火葬場					
【トイレ】 4 施設 鳥栖駅前公衆便所、弥生が丘駅前公衆便所、新鳥栖駅みんなのトイレ、GLP 鳥栖トラック待機場					
概況(現状と問題点等)					
・斎場は市民生活にとって必要不可欠な施設です。 ・トイレについては、清掃等を確実に実施し、適正な利用を促しています。					
管理に関する基本的な方針					
・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・旧火葬場については、今後の利活用を検討します。 ・トイレについては、適正な利用啓発等により、修繕費等維持管理に要する費用を抑えていきます。					

(11) 行政系施設

施設類型	行政系施設	施設数	30	延べ床面積 (㎡)	18,490
施設概要					
<p>【庁舎等】 3 施設 市庁舎、西別館、情報センター</p> <p>【消防施設】 23 施設 (消防団格納庫 21 施設)第 1 分団本部、第 1 分団特設本部、第 1 分団第 1 部、第 1 分団第 2 部、第 1 分団第 3 部、第 2 分団本部、第 2 分団第 1 部、第 2 分団第 2 部、第 2 分団第 3 部、第 3 分団本部、第 3 分団第 2 本部、第 3 分団第 4 部、第 3 分団第 5 部、第 3 分団第 6 部、第 4 分団本部、第 4 分団第 1 部、第 4 分団第 2 部、第 5 分団本部、第 5 分団第 1 部、第 5 分団第 2 部、第 5 分団第 3 部 (中央水防倉庫 2 施設) 中央水防倉庫、倉庫(旧第 3 分団第 3 部消防団格納庫)</p> <p>【供給処理施設】 3 施設 衛生処理場、不燃物処理場、資源物広場</p> <p>【その他】 1 施設 お試し移住事業施設</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・行政系施設の約 9 割が建設後 30 年以上経過しています。 ・市庁舎、西別館は耐震化未実施です。 ・市庁舎は新庁舎整備のため、鳥栖市市庁舎整備基本計画、鳥栖市新庁舎基本設計及び鳥栖市市庁舎実施設計を策定しています。 ・消防施設については、地域ごとに本部と支部が配置されています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・市庁舎については、鳥栖市市庁舎整備基本計画等に基づき、新庁舎整備後、解体します。 ・西別館については、老朽化の状況等を踏まえ、解体します。ただし、解体時期については、利用状況を踏まえ、検討します。 ・衛生処理場の塵芥焼却場、管理棟 及び し尿処理棟は、解体します。ただし、解体時期については、跡地活用の検討や施設の老朽化の状況等を踏まえ、判断します。 					

(12) 上下水道施設

施設類型	上下水道施設	施設数	12	延べ床面積 (㎡)	18,361
施設概要					
<p>【上水施設】 4 施設 浄水場、北部上水中継ポンプ場、安楽寺水源地、送水ポンプ場</p> <p>【下水施設】 8 施設 (浄化センター、し尿等受入施設、北部中継ポンプ場の運営は包括的民間委託) 浄化センター、し尿等受入施設、北部中継ポンプ場、永吉地区公共施設、飯田地区公共施設、千歳地区公共施設、下野地区公共施設、於保里地区公共施設</p>					
概況(現状と問題点等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の約 4 割が建設後 30 年以上経過しています。 					
管理に関する基本的な方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・大規模改修による長寿命化を図ります。 ・浄化センターについては、施設の重要性を考慮し、耐震・耐水性能向上に取り組んでいます。 					

2 インフラ施設

長期的な視点で更新費用等を平準化及び適正化していきます。

(1) 道路

〔現況〕

- 公共施設と同じように更新に多額の費用が発生します。
- パトロール等による危険箇所、破損箇所の早期発見、早期対応に努めています。
- 安全安心に通行できるようにするため、鳥栖市舗装長寿命化修繕計画を策定しています。

〔基本の方針〕

- 鳥栖市舗装長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持管理、コストの縮減化及び平準化を図りながら予防保全型の修繕管理を行います。

(2) 橋りょう

〔現況〕

- 多くの橋りょうが、完成から既に30年～50年を経過しています。
- 道路法の改正に伴い、平成26年度から保有する道路橋りょうについて、近接目視による定期点検を5年に1度行っています。
- 橋りょうを安全に長く利用するために、鳥栖市橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。

〔基本の方針〕

- すべての橋りょうの近接目視による定期点検を5年に1度行い、適正な維持管理に努めます。
- 鳥栖市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先的に対策が必要な90橋を決め、維持管理コストの縮減化及び平準化を図りながら予防保全型の修繕管理を行います。

(3) 上水管

〔現況〕

- 上水道は昭和42年に給水開始したため、今後耐用年数(40年)を超える管が多くなります。
- 鳥栖市水道施設整備実施計画に基づき、浄水池兼配水地等の整備など老朽化した浄水場の更新に取り組んでいます。

〔基本の方針〕

- 鳥栖市水道施設整備実施計画に基づき、浄水・配水施設等の更新・耐震化など適正管理を行います。

(4) 下水管きよ

〔現況〕

- 供用開始当初から設置されている管きよについては、今後、老朽化が進むため、長期的な視点で適正な改築・更新を図っていく必要があります。

〔基本の方針〕

- スtockマネジメント計画に基づき、適正な施設整備・維持管理を行います。

(5) 公園
〔現況〕
<ul style="list-style-type: none">● 多くの都市公園が供用開始から 25 年以上が経過しています。● 公園を安全に利用するために鳥栖市公園施設長寿命化計画を策定しています。
〔基本の方針〕
<ul style="list-style-type: none">● 鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕、更新及び改築を行い、適正な施設整備・維持管理を行います。

3 管理に関する基本的な方針の取組結果

前記の管理に関する基本的な方針の中で、大規模改修(長寿命化)等以外の取組結果は以下のとおりです。

《主な取組結果》

令和4年3月31日時点

施設名称	計画における管理に関する基本的な方針	取組結果
古野文化財整理室 (生涯学習課)	文化財関係施設については、適正な維持管理を図りつつ、展示機能等の活用を踏まえた施設機能の見直しを検討します。	(平成29年度) 古野町文化財収蔵展示室と改称して、文化財の公開活用の場に整備しました。
栖の宿(旧地域休養施設、旧滞在型農園施設) (農林課)	保養施設については今後の施設のあり方(重複機能の統合、社会教育研修場との複合化等)を検討します。 <small>※この方針は令和4年3月改正時削除</small>	(平成29・30年度) 旧地域休養施設と旧滞在型農園施設を接続し、両施設の重複機能の統合を図り、併せて社会教育研修場の機能を集約し、複合化を行ないました。
浄水場管理本館 (事業課)	浄水場管理本館については、耐震補強改修を行います。 <small>※この方針は令和4年3月改正時削除</small>	(平成29・30年度) 耐震補強改修工事を行い、長寿命化を図りました。
鳥栖スタジアム (スポーツ振興課)	スポーツ施設については、大規模改修・更新時期に向けて、新たな事業手法の導入など民間能力を活用する視点も取り入れながら、今後の施設のあり方について検討していきます。	(平成29年度～令和元年度) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、塗装改修工事を実施し、長寿命化を図りました。
萱方町住宅 萱方アパート (建設課)	萱方町住宅の一部及び萱方アパートについては、道路改良事業に伴い解体します。 <small>※この方針は令和4年3月改正時削除</small>	(平成30年度) 萱方町住宅の一部及び萱方アパートを解体しました。
社会教育研修場 (生涯学習課)	社会教育研修場については、保養施設との複合化を検討します。 <small>※この方針は令和4年3月改正時削除</small>	(平成30年度) 機能を旧地域休養施設及び旧滞在型農園施設に集約し、建物は解体しました。
田代まちづくり推進センター本館・分館 (市民協働推進課)	まちづくり推進センターのうち、本館・分館に分かれているものは、更新時期に統合等を検討します。	(令和元・2年度) 本館の大規模改修工事及び分館との統合を図るための増築工事を行いました。

第5章 フォローアップの実施方針

(1) 本計画の見直しについて

本計画の見直しの時期については、概ね5年ごとを目途に見直すことを基本とします。

なお、人口構成や施設の利用需要の変化との整合など、本市を取り巻く状況や制度の変更などにより、特に本計画の見直しが必要である場合は、適宜、見直しを行います。

(2) フォローアップの方針について

PDCAサイクルによるフォローアップを実践し、本市の公共施設等について、総合的かつ計画的な管理を行い、将来にわたって、市民ニーズに対応したサービスを提供できるよう、本計画の取組を進めます。